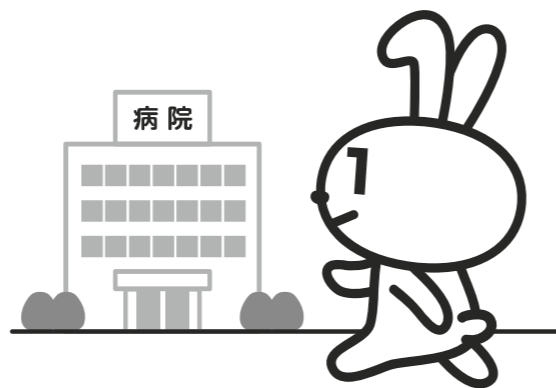


マイナンバーカード (個人番号カード)が 保険証として 利用できます



医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざすことにより、加入者の資格情報をオンラインで確認することができます。

利用するには

マイナンバーカードを保険証として利用するには、マイナポータル(自身の個人番号に関する記録や、行政機関からのお知らせの確認を行うための政府が運営するオンラインサービス)やセブン銀行のATMなどで事前登録が必要です。

マイナポータルは
こちらから
(スマートフォンからも
申込できます)



利用したときのメリット

- 本人同意のもと、初めての医療機関でも薬剤情報等を共有できるため、より良い医療が可能になります。
- 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。
- 就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを保険証としてずっと使うことができます。
※医療保険者が変わる際は、加入・脱退の届出が引き続き必要な場合があります。

詳しくは
デジタル庁の
ホームページを
ご覧ください



利用できる場所は

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です。利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。



厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています



マイナンバーについてのお問い合わせ先
マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 (年末年始を除く)
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

新しい国保の保険証をお送りします

■保険証を受け取ったら記載内容の確認を

70歳未満の方



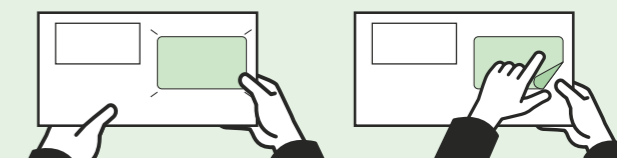
70歳から74歳の方



保険証を受け取ったら、氏名・生年月日・住所などの記載内容に誤りがないか、人数分の保険証があるかなどを確認してください。記載内容に誤り等があるときは、自分で訂正せず、保険年金課資格賦課担当までご連絡ください。

保険証のカバーは、現在のものをお使いください。なお、保険証のカバーが紛失・破損した場合は、保険年金課資格賦課担当(9番窓口)、各支所保険年金担当または各市民サービスセンターで配布しています。

カードの取り方



- ①表面、カード右下(左下)を折り曲げ、カードを浮かせます。
- ②カードをつまみ、引き上げるようにして取ります。

■保険証は正しく使いましょう

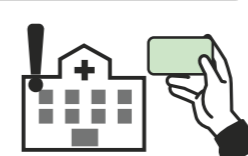
紛失・盗難にあわれた場合には、カードを拾得した者に「なりすまし受診(詐欺)」等の犯罪に利用される恐れがありますので、すみやかに警察等へ届けるようお願いいたします。保険証の保管には十分ご注意ください。

現在使用中の保険証は、記載の有効期限を過ぎると無効になります。有効期限の過ぎた保険証は、お手数でも下記返却場所にお返しいただくか、ご自分で破棄してください。新しい保険証は、交付年月日以降からご使用ください。

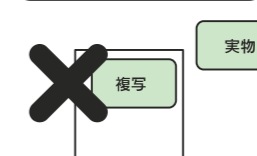
貸し借り厳禁



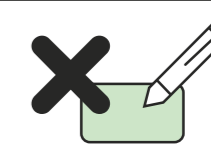
医療機関では提示を



コピーは使えません



表面は勝手に書き替えない



返却場所

- 保険年金課資格賦課担当(9番窓口)
- 倉渕・箕郷・群馬・新町・榛名・吉井支所の市民福祉課保険年金担当
- 各市民サービスセンター

7月中に保険証の内容に変更があった場合は、新旧2枚の保険証・マイナンバーカード(またはマイナンバー[個人番号]と身分を証明するもの)・職場の健康保険に加入した場合は職場の健康保険証をご持参のうえ、市役所または各支所へ届出してください。

臓器提供に関する意思表示欄について

記入にあたっての注意事項

- 臓器提供意思表示欄の記入は任意です。記入を義務づけるものではありません。
- 臓器提供意思表示欄に記入したこと、またはしなかったことで、受けられる医療の内容に違いはありません。
- 臓器提供意思表示欄の記入内容は、臓器移植法に規定する書面による意思表示として取り扱われます。ただし、臓器を提供する旨の意思表示は、15歳以上の方が記入した場合に限り有効です。なお、臓器を提供しない旨の意思表示は、年齢に関わらず有効となります。
- 臓器提供意思表示欄を記入した後であっても、いつでも臓器提供への意思を変更することができます。その場合は、二重線で消してから、あらためて変更後の意思を記入してください。

※記入方法等の詳細については、保険年金課資格賦課担当(9番窓口)、各支所保険年金担当または各市民サービスセンターで配布しているリーフレットをお読みください。

意思表示欄保護シール

意思表示した内容について、他人に知られたくないという人は、意思表示欄保護シールを上から貼り付けて使用することができます。意思表示欄保護シールは保険年金課資格賦課担当(9番窓口)、各支所保険年金担当または各市民サービスセンターで希望者に配布いたします。

保険証の有効期限にご注意ください

	生年月日	有効期限
一般証	①昭和23年8月2日～昭和24年7月31日の人(令和5年8月2日以降、令和6年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人)	75歳の誕生日の前日 ※誕生日から後期高齢者医療制度
	②昭和28年8月2日～昭和29年7月1日の人(令和5年8月2日以降、令和6年7月1日までに70歳の誕生日を迎える人)	70歳の誕生日の月末(1日生まれは前月末) ※有効期限の翌日から被保険者証兼高齢受給者証(有効期限までに新しい保険証を郵送します)
	③上記①、②以外の人	令和6年7月31日
外国人国保加入者	在留期間満了日	有効期限
	令和6年7月29日以前の人	在留期間満了日の翌日
	令和6年7月30日以降の人	令和6年7月31日

国民健康保険税を滞納すると…

国民健康保険税を滞納すると、有効期限の短い短期被保険者証や医療費がいったん全額自己負担になる資格証明書が発行されます。

- 納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などを徴収する場合があります。
- それでも納めないでいると、通常の保険証よりも有効期限が短い短期被保険者証が交付されます。ただし、公費負担医療の対象の人や原爆一般疾病医療の対象の人には一般証を交付します。
- 納期限から1年間を過ぎると、保険証を返却していただき、代わりに資格証明書が交付されます。医療機関にかかるときは医療費をいったん全額自己負担することになります。ただし、高校生世代以下の子には、有効期限6か月の短期被保険者証を交付します。
- 後日申請をすれば、保険給付分が払い戻されますが、国保税の滞納が続いていると、払い戻される金額を滞納額に充てることがあります。

※短期被保険者証の有効期限は、令和6年1月31日です。

※滞納されている方は、必ず右記「●納税課」にてご相談ください。ご相談がなく滞納されたままですと、財産の差押えなどの処分を受ける場合があります。

※病気や災害その他特別な事情で国保税の納付が困難な場合、または公費負担医療に関する給付や原爆一般疾病医療費の支給を受けることができることとなった場合には、右記「◆保険年金課資格賦課担当(9番窓口)」または「◇各支所保険年金担当」へご相談ください。

国民健康保険の脱退の手続きが遅れると…

既に他の健康保険に加入した場合は、国民健康保険を脱退するための届出が必要です。脱退の届出をしないと、保険税(料)を二重に請求されてしまいます。他の健康保険に加入した日の翌日から14日以内に届出をしてください。手続きについては、保険年金課資格賦課担当(9番窓口)、または各支所保険年金担当へお問い合わせください。

特定健診を受けましょう

健診費用は無料です。受診期限は令和5年12月25日までです。詳しい内容については、下記「健康課 健康づくり担当」へお問い合わせください。

高崎市総合保健センター 4階
健康課 健康づくり担当……………027-381-6114(直通)



人間ドック検診の助成が利用できます

日帰りドック、一泊ドック、脳ドックの検診費用の一部を助成します。検診期限は令和6年2月末日(医療期間により異なる)までです。助成を受けるには、受診する前に利用券の申請が必要です。申請期限は、令和5年12月28日までです。

《申請方法》

下記「◆保険年金課国保担当(8番窓口)」または「◇各支所保険年金担当」で受付
※サービスセンターでは申請することができません。

《申し込み条件》

- 高崎市国民健康保険の加入者
- 年齢30歳以上74歳まで
- 国民健康保険税を完納している世帯
- 特定健診を受診しない方

※人間ドック検診と特定健診を重複受診した場合、先に受診した検(健)診の助成が優先されます。後で受診した検(健)診の費用は全額自己負担となります。



詳しい内容については、下記国保担当へお問い合わせください。

国民健康保険についてのお問い合わせ先

高崎市役所

- ◆保険年金課
 - 国保担当(1階8番窓口)……………027-321-1236(直通)
[医療費、高額医療費、負担割合など]
 - 資格賦課担当(1階9番窓口)……………027-321-1235(直通)
[国保の加入・脱退、国保税の計算方法など]
 - 医療給付担当(1階10番窓口)……………027-321-1237(直通)
[福祉医療、高齢者(68・69歳)医療、後期高齢者医療制度など]
- 納税課……………027-321-1223~1226(直通)
[国保税の納付、納付相談など]



各支所の保険年金担当でも受付できますのでご利用ください。

- ◇倉沢支所…市民福祉課 保険年金担当……………027-378-4526(直通)
- ◇新町支所…市民福祉課 保険年金担当……………0274-42-1237(直通)
- ◇箕郷支所…市民福祉課 保険年金担当……………027-371-9054(直通)
- ◇榛名支所…市民福祉課 保険年金担当……………027-374-5116(直通)
- ◇群馬支所…市民福祉課 保険年金担当……………027-373-2368(直通)
- ◇吉井支所…市民福祉課 保険年金担当……………027-387-3132(直通)